

ふるさと起業家応援事業費補助金

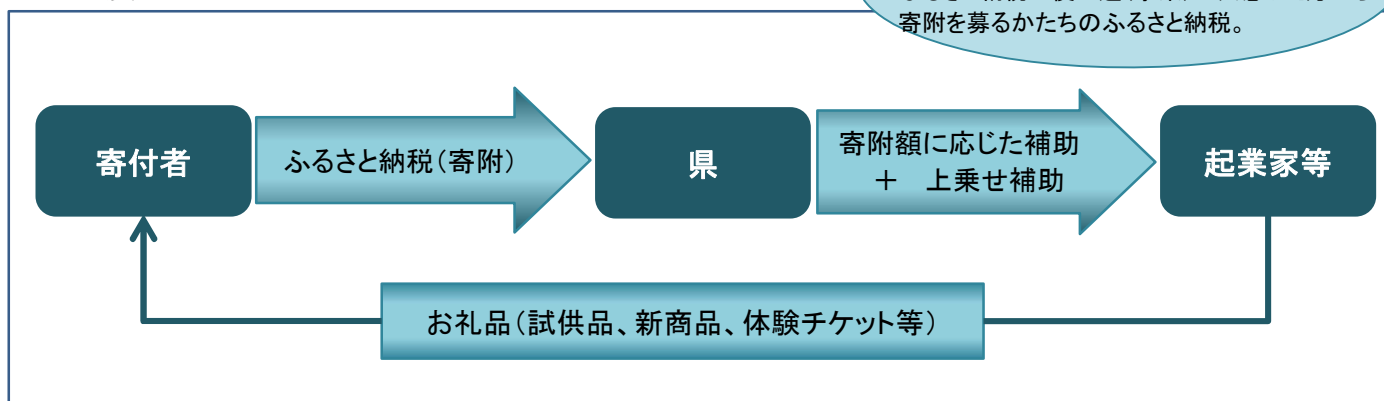
第2回
募集期間

令和4年7月1日(金) ~ 令和4年7月29日(金)

起業や新分野への事業展開に要する経費の一部を、クラウドファンディング型ふるさと納税により集めた寄附金をもとに補助します。

◆制度イメージ◆

クラウドファンディング型ふるさと納税とは…
ふるさと納税の使い道(事業)に共感した方から
寄附を募るかたちのふるさと納税。



補助対象者

- 県内で新たに起業する方または起業して間もない方(起業後5年以内)
- 県内の中小企業者(個人を含む)で、新たな業種に事業展開する方

※一部、対象外となる業種がありますので、詳しくは「ふるさと起業家応援事業費補助金実施要領」をご覧ください。

補助対象事業

- 地域資源を活用した事業 【例】地域の特産品、建造物、自然、景観等を活用した事業
- 地域課題の解決に資する事業 【例】買い物弱者支援、子育て支援、まちづくり推進

※【例】は、あくまで一例です。補助対象事業となるかは、下記窓口までお問い合わせください。

補助率及び補助額

補助の種類	補助率	補助上限額
①寄附額に応じた補助	10/10	寄附額(目標額 100万円~200万円)
②上乗せ補助	1/2	①と同額(上限100万円)

※補助金額は、①と②の合計額です。

※上乗せ補助は、事業拠点開設費に当たる経費が対象となります。

応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(県庁第2庁舎3階)

TEL: 018-860-2244 FAX: 018-860-3887 Email: com-tra@pref.akita.lg.jp

補助対象期間

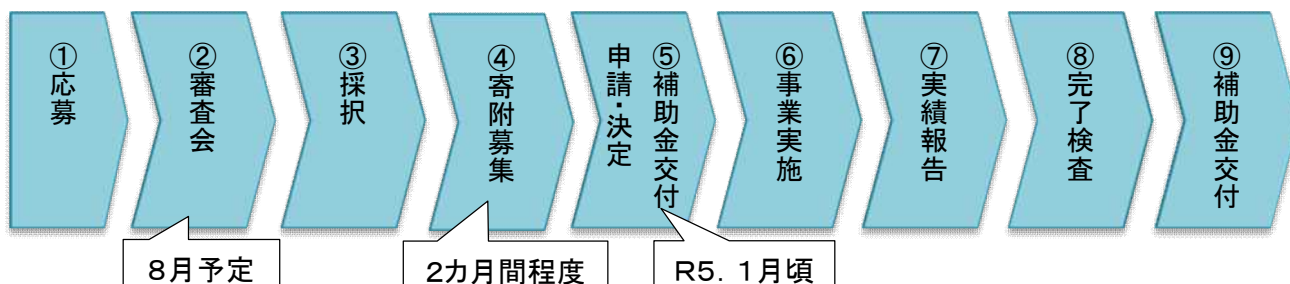
交付決定日から令和5年3月31日まで

補助対象経費

- 事業拠点開設費
施設整備費(建物改修費含む)、機械装置費、備品費(概ね3万円以上)
- 事業促進費
人材育成費、広告宣伝費、光熱水費、通信運搬費、新製品(サービス)の開発等に要する経費、消耗品費(汎用性のないもの)等

※ただし、飲食代、事務所経費、その他経常的経費は補助対象外となります。

応募から補助金交付までの流れ



※事業開始時期は、原則、交付決定後となりますが、事前着手届を提出した場合は、届出日から開始することができます。

※補助金は、原則、事業完了後の精算払いとなりますが、交付決定後、寄附額を上限として概算払いをすることができます。

ただし、それまでに支払いが伴う経費については、各自ご用意いただく必要がありますので、ご注意ください。

※補助金交付決定は、寄附額が確定後となります。

応募方法

下記の応募書及び該当する添付書類を郵送又は窓口までお持ちください。

応募書類は、秋田県公式ウェブサイト産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| ① ふるさと起業家応援事業応募書(様式第1号~第3号) | <input type="checkbox"/> |
| ② 開業届の写し又は履歴事項全部証明書(個人事項証明書) | <input type="checkbox"/> |
| ③ 経費の積算根拠となる参考見積書 | <input type="checkbox"/> |
| ④ 会社案内、事業を実施するのに必要な許認可の取得を証する書類の写し等 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 交付決定前着手届 | <input type="checkbox"/> |